

# 百貨店等の禁止行為解除承認申請要領

担 当：さいたま市 大宮消防署 管理指導課

住 所：大宮区天沼町1-893

TEL：048-648-6505

FAX：048-648-9987

MAIL：omiyashobo-kanri-shido@city.saitama.lg.jp

## 1. 概要

百貨店等（百貨店、スーパーマーケット等）で床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものは、火災予防のため、以下の2点に該当する場所での、喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止されています。場所と禁止されている行為の関係は表のとおりです。

①売場（物品陳列販売部分及びその間の通路、売場に隣接する食料品加工場、ストック場等）



②顧客の出入りする部分（催事場、売場に隣接する飲食店、ベランダ、階段、トイレ等）



	該当する場所	禁止されている行為の種類		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
百貨店等	売場	×	○	○ (陳列販売等除く。)
	顧客の出入りする部分	×	○	○

「○」・・・申請し条件を満たせば、解除の承認が可能。

「×」・・・解除の承認が不可能。

### 《解除の承認》

該当する場所で禁止されている行為を行う場合は、該当する場所に消防法令等の不備事項が無い上で（防火管理・消防用設備等点検等）、一定の基準を守っていただき、消防署の承認を受けなければなりません。

## 2. 標識の設置

喫煙が禁止されている場合は「禁煙」、裸火使用が禁止されている場合は「火気厳禁」、危険物品の持込みが禁止されている場合は「危険物品持込み厳禁」と記載されている標識を、利用者の見やすい箇所に設置する義務があります。



縦 25cm 以上

横 50cm 以上

## 3. 承認を受けるための基準

承認を受けるための基準を表にまとめましたので、承認を受ける場所が基準に適合しているか確認してください。なお、基準の概要を分かりやすくするため、必要最低限のみ記載してあります。職員からの補足説明がある場合がありますのでご了承ください。

禁止行為	承認基準
売場への危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業員等による監視体制が講じられているか。</li> <li>2. 近くに消火器は設置されているか。</li> <li>3. 出入口及び階段等からの水平距離は、アルコールや液体燃料等については水平距離 6m、ガス等については3m以上確保できているか。（例外あり）</li> <li>4. 火気から水平距離5m以上離れているか。（例外あり）</li> <li>5. 保管については密栓を行い、他の物品と離隔しているか。</li> <li>6. 持込む危険物の量は、以下の数値に該当しているか。（指定数量は職員に要確認）               <ol style="list-style-type: none"> <li>①危険物（ガソリン・アルコール等） 指定数量の10分の1未満</li> <li>②可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガスの量が5kgに相当する個数以下</li> <li>③その他の場合は職員と要協議</li> </ol> </li> <li>7. 危険物等を燃料として揚げ物等を行う場所は、不燃区画されているか。</li> </ol> <div style="text-align: center;"> </div>

禁止行為	承認基準
電気	<p>1. 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であるか。</p> <p>2. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できているか。（距離は職員に要確認）</p> <p>3. 可燃物の転倒又は落下等により、裸火と可燃物に接触のおそれがないか。</p> <p>4. 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられているか。</p> <p>5. 近くに消火器は設置されているか。</p> <p>6. 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れているか。（例外あり）</p> <p>7. 液体燃料やアルコール、紙類等から水平距離5m以上離れているか。（例外あり）</p> <div data-bbox="363 658 1437 972" style="text-align: center;"> <p>階段から5m以上、かつ、アルコールから5m以上</p> </div>
売場での裸火使用	<p>1. 売場での裸火使用（電気）の基準1から7までに適合しており、かつ、以下にも適合しているか。</p> <p>①気体燃料を熱源とする裸火を使用する場合は、以下のア～ウに適合するもの</p> <p>ア. 消費量は1個につき70kW以下、合算して210kW以下であること。</p> <p>イ. ガス漏れ防止等の措置がされていること。（カートリッジボンベを使用する器具を除く。）</p> <p>ウ. 液化ガス（LPG）を使用する場合はカートリッジボンベタイプであること。</p> <p>②その他の場合は職員と要協議。</p> <p>2. 使用する場所は、不燃区画されているか。</p> <div data-bbox="363 1464 1437 2078" style="text-align: center;"> <p>不燃区画例</p> </div>
気体・個体	

禁止行為	承認基準
通常顧客の出入りする部分（催事場等）での裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できているか。（距離は職員に要確認）</li> <li>2. 可燃物の転倒又は落下等により、裸火と可燃物に接触のおそれがないか。</li> <li>3. 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられているか。</li> <li>4. 近くに消火器は設置されているか。</li> <li>5. 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること。（例外あり）</li> <li>6. 危険物品や燃えやすいものから水平距離5m以上離れていること。（例外あり）</li> <li>7. 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①電気を熱源とするもの</li> <li>②気体燃料を熱源とするものは、以下のア～ウに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 消費量は1個につき70kW以下、合算して210kW以下であること。</li> <li>イ. ガス漏れ防止等の措置がされているか。（カートリッジボンベを使用する器具を除く。）</li> <li>ウ. 液化ガス（LPG）を使用する場合は、カートリッジボンベタイプであるか。</li> </ol> </li> <li>③その他の場合は職員と要協議。</li> </ol> </li> </ol>
通常顧客の出入りする部分（催事場等）の危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業員等による監視体制が講じられているか。</li> <li>2. 近くに消火器は設置されているか。</li> <li>3. 出入口及び階段等からの水平距離は、アルコールや液体燃料等については水平距離6m、ガス等については3m以上確保できているか。（例外あり）</li> <li>4. 火気使用場所から水平距離5m以上離れているか。（例外あり）</li> <li>5. 保管については密栓を行い、他の物品と離隔しているか。</li> <li>6. 持込む危険物の量は、以下の数値に該当しているか。（指定数量は職員に要確認） <ol style="list-style-type: none"> <li>①危険物（ガソリン・アルコール等） 指定数量の10分の1未満</li> <li>②可燃性固体類及び可燃性液体類 指定数量の10分の1未満</li> <li>③可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガスの量が5kgに相当する個数以下</li> </ol> </li> </ol>

※表以外の条件につきましては、職員に相談してください。

## 4. 申請手続き

以下の書類・資料を揃えていただき、大宮消防署管理指導課に申請してください。書類・資料、申請内容に不備が無ければ、申請後、概ね10日後に承認の手続きが終了します。（必要があると認める場合には現地調査に伺います。）

消防署から手続き終了の連絡がありましたら  
大宮消防署管理指導課で書類の受け取りをします。

なお、窓口の開庁時間は平日の8時30分から  
17時15分となります。

解除承認期間内は書類を保管する必要がありますので  
ご注意ください。



### 必要書類

- ①禁止行為の解除承認申請書
- ②承認を受けようとする部分の図面
- ③承認を受けようとする行為に関する物品・機器等の仕様書

【例】売場で電気バーナーを使用する行為（裸火使用）について承認を受ける場合  
・電気バーナーの仕様書

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

(宛先)さいたま市消防長				① 年 月 日	
				住所	
				② 申請者 (電話番号 )	
				氏名	
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。					
防火対象物	③	所在地		電話番号	
		名称		用途	
		代表者			
解除を受けようとする行為	④	種類	喫煙・裸火使用・危険物品持込		
		場所			
		期間			
		理由			
		内容			
責任者	⑤	住所			
		職業			
		氏名			
火災予防上の措置及び消火設備			⑥		
※ 受付欄			※ 承認欄		

備考

- 1 申請者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 内容欄は、火気使用設備の概要、熱源、量等を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用場所の見取図を添付すること。
- 5 同一防火対象物に2以上の解除を受けようとする行為がある場合には、禁止行為の解除承認申請追加書(様式第3号)に必要な事項を記入して添付すること。

## 申請書記入要領

項目	記入要領	
①年月日	消防署に申請書を提出する年月日を記入します。	
②申請者	申請する禁止行為に関する代表者を記入します。(押印不要) 【例】〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
③防火対象物	所在地	禁止行為を行う建物の住所を記入します。テナントが申請する場合は、テナントが存する階数も記入します。 【例】さいたま市大宮区〇町〇丁目〇番地
	電話番号	禁止行為を行う建物の電話番号を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの電話番号を記入します。
	名 称	禁止行為を行う建物の名称を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの名称を記入します。
	用 途	禁止行為を行う建物の用途を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの用途を記入します。 【例】物販店
	代表者	申請する建物・テナントに関する代表者を記入します。
④解除を受けようとする行為	種 類	該当する禁止行為に丸をつけます。
	場 所	禁止行為を行う建物の名称を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの名称を記入します。
	期 間	承認を受けようとする期間を記入します。 【例】〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 〇年〇月〇日～テナント退居まで
	理 由	承認を受けようとする理由を記入します。 【例】試食品を提供するため
	内 容	承認を受けようとする行為の内容を具体的に記入します。 【例】売場で電気バーナーの使用
⑤責任者	住 所	申請する禁止行為に関する責任者の住所を記入します。
	職 業	申請する禁止行為に関する責任者の職業(役職)を記入します。 【例】〇〇スーパーマーケット 店長 〇〇
	氏 名	申請する禁止行為に関する責任者の氏名を記入します。
⑥火災予防上の措置 及び消火設備	承認基準で消火器の設置が求められた場合、その旨を記入します。 【例】消火器1本を設置。設置場所については図面参照。	